

岩手県告示第687号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成30年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分を受けた者

- (1) 商号又は名称 有限会社伊藤産業
- (2) 代表者の氏名 伊藤 榮樹
- (3) 主たる事務所の所在地 北上市本通り一丁目8番32号
- (4) 免許証番号 岩手県知事(9)第1581号
- (5) 免許年月日 平成30年2月27日

2 処分をした年月日 平成30年7月27日

3 処分の理由 宅地建物取引業法第66条第1項第3号に該当